



企業の皆さまの施設・設備の復旧・整備等を支援します

(令和7年度 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に必要となる「復興事業計画」の募集)

宮城県では、東日本大震災により被災された企業の皆さまの施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わいの創出を支援するため、「令和7年度 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を実施しています。

本事業により補助金の交付を受けるためには、事前に複数の中小企業者等が参加する「復興事業計画」を県に申請し、その認定を受ける必要があることから、「復興事業計画」の募集を受け付けています【第35次募集】。また、今年度で第2期復興・創生期間の終了を迎えるにあたり、今回が最後の受付となります。詳細につきましては、宮城県中小企業支援室ホームページを御確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

なお、平成27年度から、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、認定経営革新等支援機関の支援を受けながら新分野開拓等を見据えた新たな取組(以下、「新分野事業」という。)により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても新たに補助対象としています。

令和7年4月

宮城県 経済商工観光部 中小企業支援室

1 公募期間等

○ 公募期間

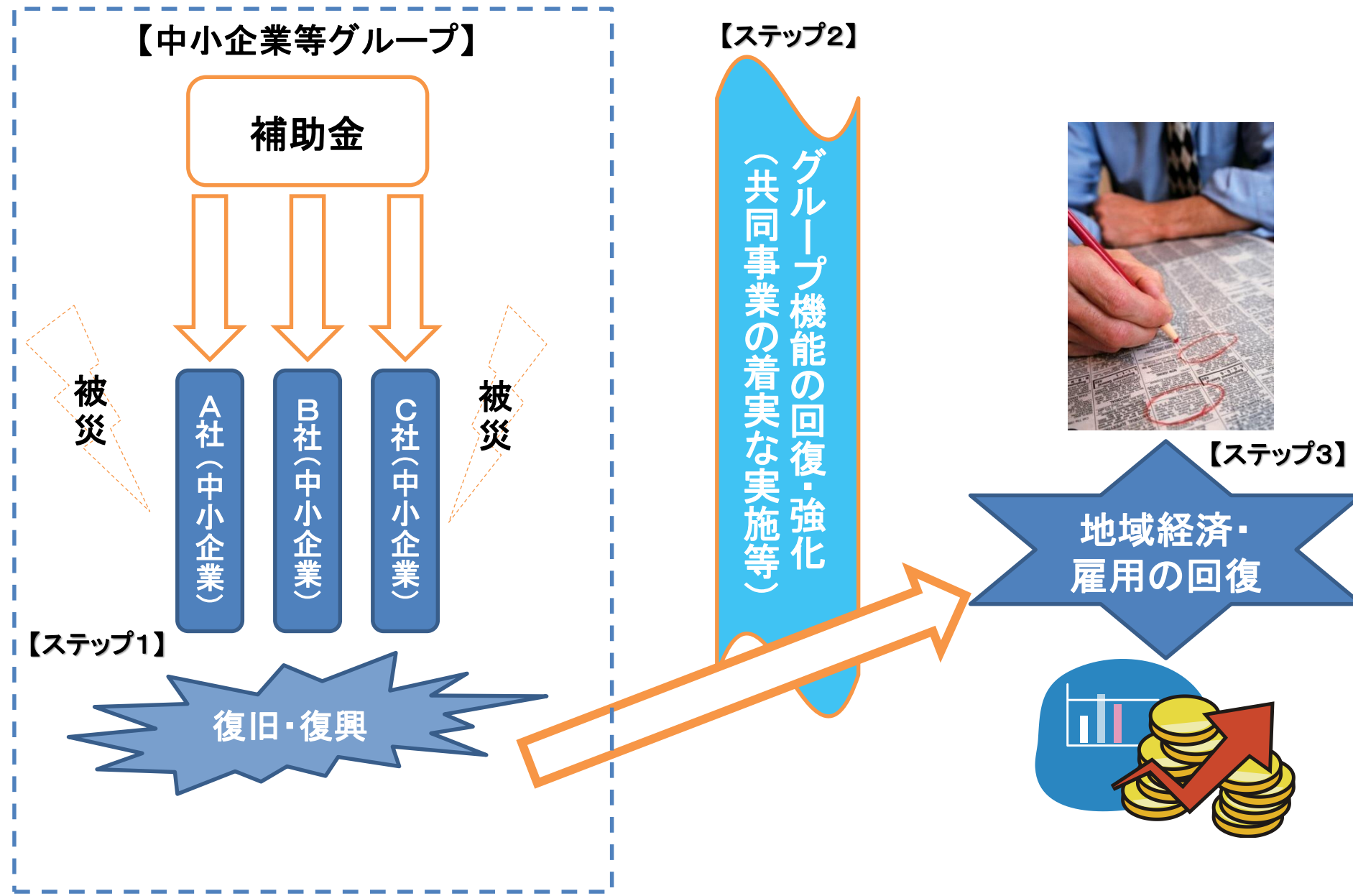
令和7年4月7日(月)から令和7年10月31日(金)午後5時まで

- ※ 上記期間に提出された計画認定申請について評価を行い、県の予算の範囲内において認定をします。
- ※ 相談は随時受け付けています。相談を御希望の場合は27ページ「14 相談先、相談方法」に記載の各担当課室まで御連絡下さい。
- ※ 資材等価格高騰による増額変更の申請に関する相談も受け付けています。

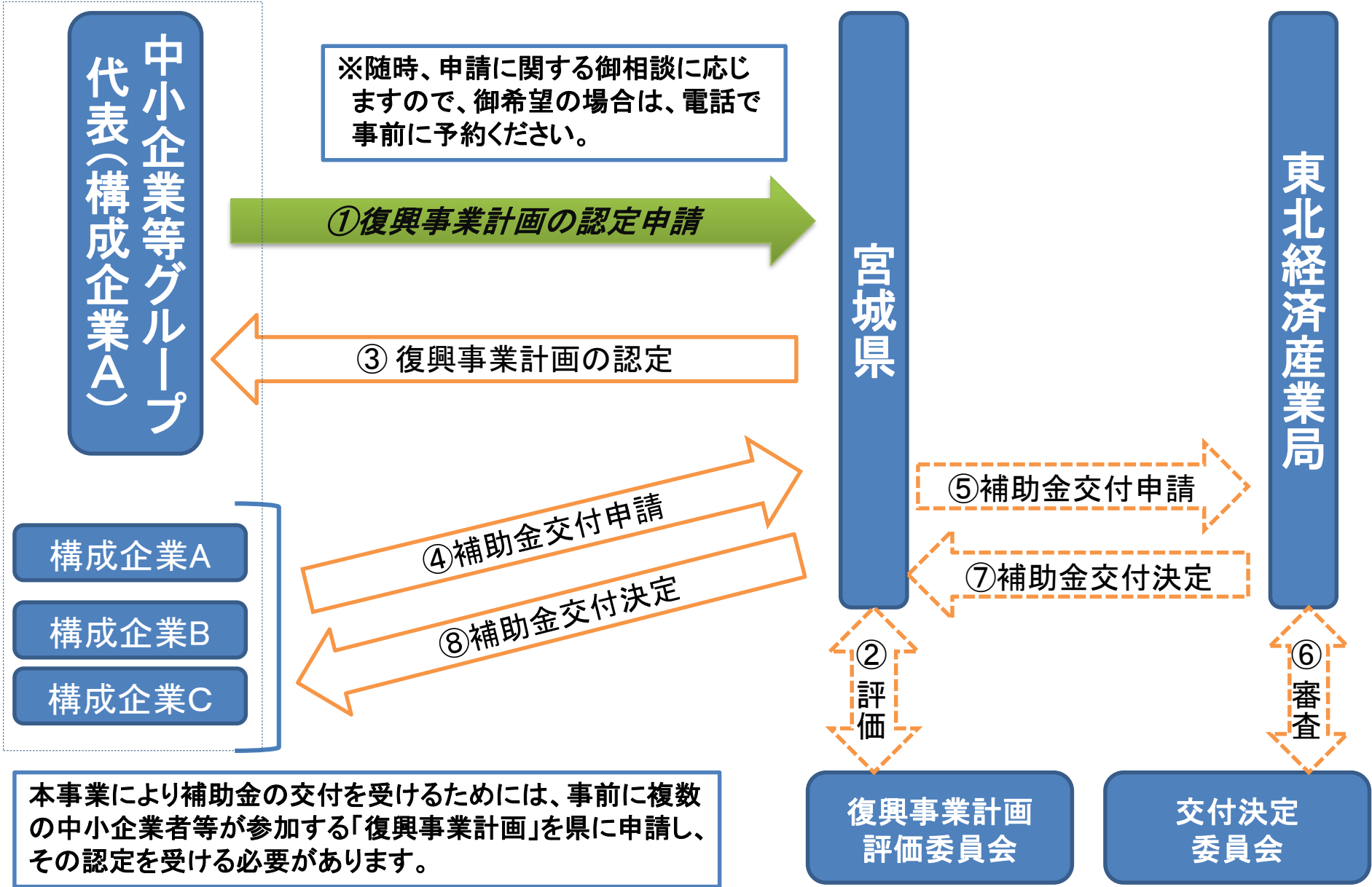
2 事業の目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、県の認定する中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的とします。

3 事業の波及効果(イメージ)



4 事業の流れ(イメージ)



5-1 申請ができる中小企業等グループの要件

申請ができる者は、複数の中小企業者から“構成”される集団で、下記のいずれかの“機能”を有するグループ(以下、「中小企業等グループ」という。)となります。

なお、この中小企業等グループに大企業又はみなし大企業が構成員として参画することは可能ですが、補助金交付の対象とはなりません。

【グループの機能】

(1) サプライチェーン型

当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること。

(2) 経済・雇用効果大型

事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと。

(3) 地域に重要な企業集積型

県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。

(4) 水産(食品)加工業型

地域資源(農林水産資源)を活用する産業群であって、当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること、又は、県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。

(5) 商店街型

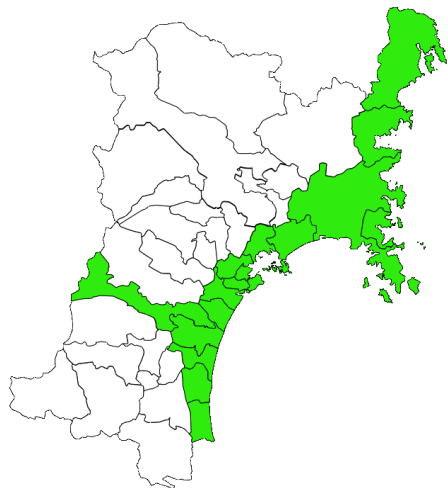
地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること、など。

5-2 申請ができる中小企業等グループの要件

中小企業等グループの構成員が補助金を受けようとする場合は、その構成員の事業所等が、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域を含む市町村（以下、「津波浸水地域」という。）に所在していることが要件となります。

※被災時の事業所等の所在地及びこれから復旧整備等を行う事業所等の所在地が、いずれも津波浸水地域であることが必要です。

グループ補助事業に係る第2期復興・創生期間後の政府の方針としては、補助対象となる事業者について、「事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する」と示されており、35次公募はこの方針に沿った事業者が補助対象となります。



宮城県の津波浸水地域（対象市区町）

仙台市宮城野区・若林区・太白区、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
（上記全17市区町の全域が津波浸水地域に該当します）

※仙台市青葉区、泉区を含む内陸部は対象外となります。

6-1 申請ができる中小企業等グループの機能(5類型)

(1) サプライチェーン型

下記の①から③すべてに当てはまっているグループであること

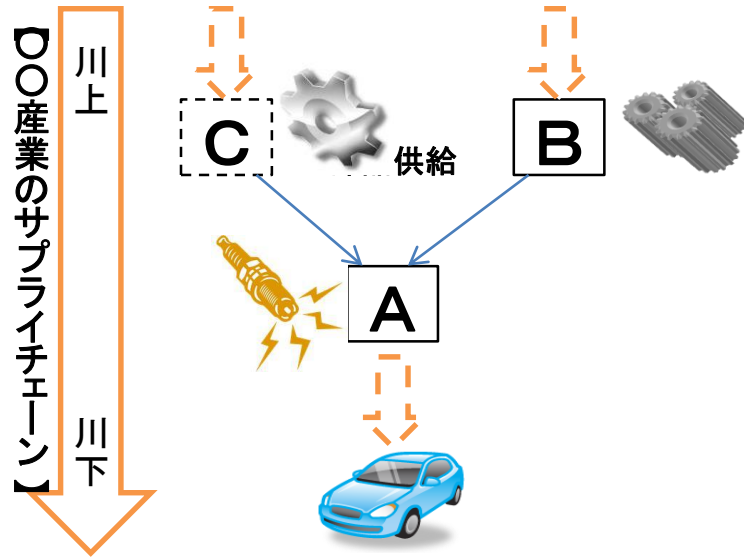
- ① 当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること
- ② 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること
 - ア. 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること
 - イ. 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること
- ③ 補助金を受けようとする構成員の事業所等の属する市町村が津波浸水地域であること

例) 産業全体のサプライチェーンの重要な一翼を担っている

◆ 申請イメージ

- 復興事業計画参加企業
3社(中小企業A社/B社/C社)
- 補助金交付申請
2社(中小企業A社/B社)
- 必要事業費(復旧・整備に要する経費)
中小企業A社: 2億円
中小企業B社: 1億円
- 補助金額
中小企業A社: $2\text{億円} \times 3/4 = 1.5\text{億円}$
【必要自己資金: 0.5億円】
中小企業B社: $1\text{億円} \times 3/4 = 7,500\text{万円}$
【必要自己資金: 2,500万円】

※ 必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。



6-2 申請ができる中小企業等グループの機能(5類型)

(2) 経済・雇用効果大型

下記の①から③すべてに当てはまっているグループであること

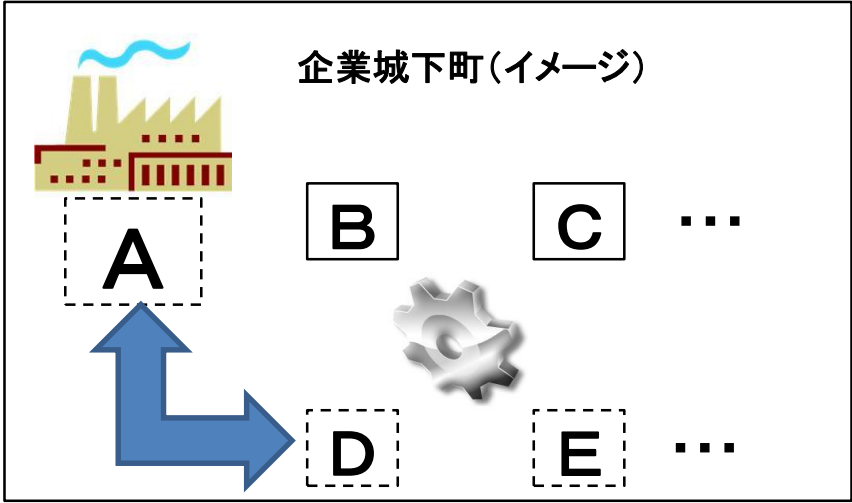
- ① 事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと
- ② 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること
 - ア. 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること
 - イ. 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること
- ③ 補助金を受けようとする構成員の事業所等の属する市町村が津波浸水地域であること

例) 地域の中核的企業及びその周辺の関連企業が地域の経済・雇用を支えている

◆申請イメージ

- 復興事業計画参加企業
大企業A社、中小企業B社/C社/D社/E社 ...
- 補助金交付申請
中小企業B社/C社 ...
- 必要事業費（復旧・整備に要する経費）
中小企業B社：2億円
中小企業C社：1億円
...
- 補助金額
中小企業B社：2億円 × 3/4 = 1億5,000万円
【必要自己資金：5,000万円】
中小企業C社：1億円 × 3/4 = 7,500万円
【必要自己資金：2,500万円】

※ 必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。



6-3 申請ができる中小企業等グループの機能(5類型)

(3) 地域に重要な企業集積型

下記の①から③すべてに当てはまっているグループであること

- ① 県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること
- ② 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること
ア. 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること
イ. 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること
- ③ 補助金を受けようとする構成員の事業所等の属する市町村が津波浸水地域であること

例) その地域における復興・雇用維持に大きく貢献している

◆ 申請イメージ

- 復興事業計画参加企業
中小企業A社/B社/C社/D社/E社 ...
- 補助金交付申請
中小企業A社/B社/C社 ...
- 必要事業費(復旧・整備に要する経費)
中小企業A社・B社 : 1億円
中小企業C社 : 5,000万円 ...
- 補助金額
中小企業A社・B社 : $1\text{億円} \times 3/4 = 7,500\text{万円}$
【必要自己資金 : 2,500万円】
中小企業C社 : $5,000\text{万円} \times 3/4 = 3,750\text{万円}$
【必要自己資金 : 1,250万円】 ...

※ 必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。



6-4 申請ができる中小企業等グループの機能(5類型)

(4) 水産(食品)加工業型

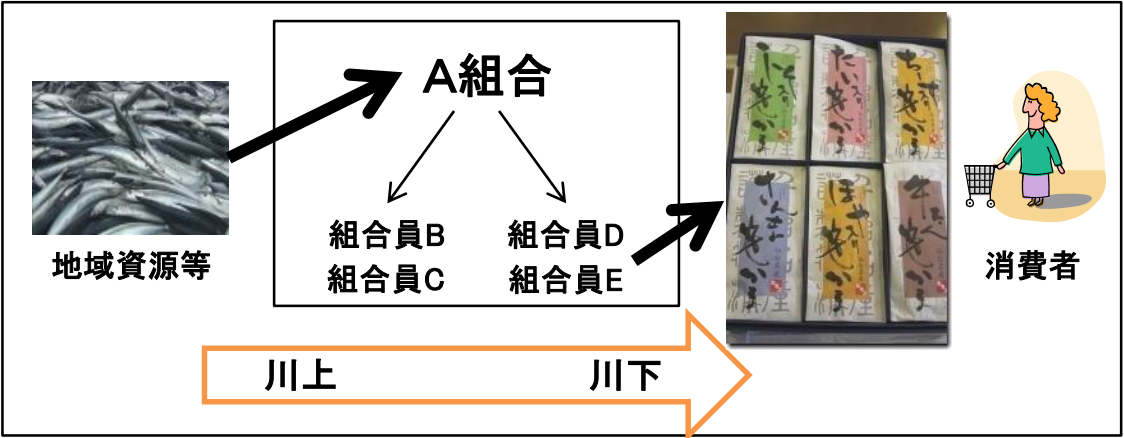
下記の①から③のすべてに当てはまっているグループであること

- ① 地域資源(農林水産資源)を活用する産業群であって、当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること、又は、県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること
- ② 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること
 - ア. 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること
 - イ. 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること
- ③ 補助金を受けようとする構成員の事業所等の属する市町村が津波浸水地域であること

6-4 申請ができる中小企業等グループの機能(5類型)

例1) 水産資源を活用し、サプライチェーンの重要な一翼を担っている

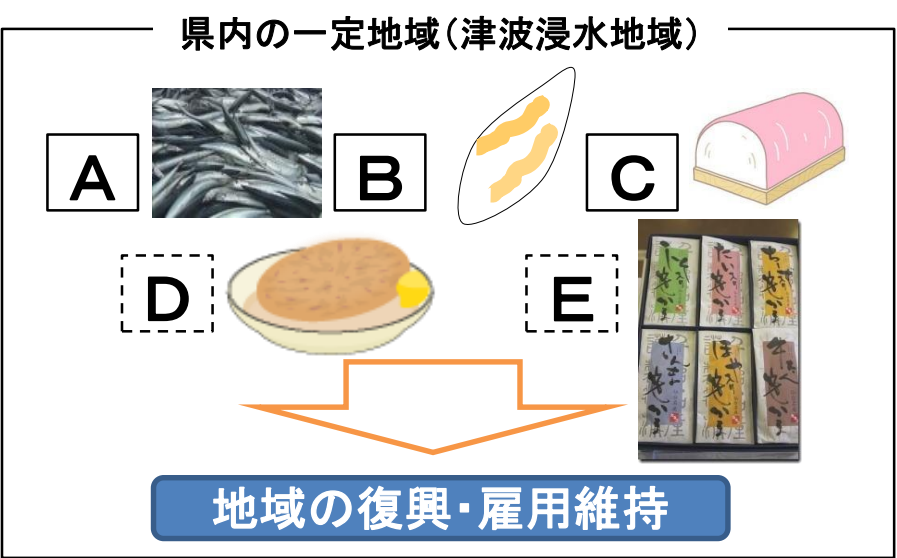
- ◆ 申請イメージ
 - 復興事業計画参加企業
 - 1組合(組合員4名)
 - 補助金交付申請
 - 1組合
 - 必要事業費(復旧・整備に要する経費)
 - ・ A組合: 1億円(共同利用施設と設備)
 - 補助金額
 - ・ A組合: $1\text{億円} \times 3/4 = 7,500\text{万円}$
【必要自己資金: 2,500万円】



※ 必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。

例2) 一定地域内において、その地域における復興・雇用維持に不可欠である

- ◆ 申請イメージ
 - 復興事業計画参加企業
 - 5社(中小企業A社・B社・C社・D社・E社)
 - 補助金交付申請
 - 3社(中小企業A社・B社・C社)
 - 必要事業費(復旧・整備に要する経費)
 - ・ 中小企業A社・B社: 1億円
 - ・ 中小企業C社: 5,000万円
 - 補助金額
 - ・ 中小企業A社: $1\text{億円} \times 3/4 = 7,500\text{万円}$
【必要自己資金: 2,500万円】
 - ・ 中小企業B社: $1\text{億円} \times 3/4 = 7,500\text{万円}$
【必要自己資金: 2,500万円】
 - ・ 中小企業C社: $5,000\text{万円} \times 3/4 = 3,750\text{万円}$
【必要自己資金: 1,250万円】



※ 必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。

6-5 申請ができる中小企業等グループの機能(5類型)

(5) 商店街型

下記の①から③のすべてに当てはまっているグループであること

① 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。

ア. 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。

…商店街としての規模を持ち、地域コミュニティの担い手であることが必要

イ. 当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす可能性が高いと認められること。

…地域(商圏)内で最も中心的な商店街であることが必要

ウ. 今後の県内市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する可能性が高いと認められること。

…市町村のまちづくり計画を踏まえた復興事業計画であることが必要

② 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること

③ 補助金を受けようとする構成員の事業所等の属する市町村が津波浸水地域であること

◆商店街型の支援拡充について

平成25年度から(5)商店街型のグループ類型の支援制度が拡充され、共同店舗の新設や街区の再配置に付随する環境整備、賑わい創出のための事業(イベントの開催)の費用が補助対象となっています。

共同店舗の新設は、被災した事業者が、自社の店舗を復旧するのではなく、複数の被災した事業者が集まり、共同店舗として復旧する場合に補助対象となります。また、所在市町の同意書が必要です。

共同店舗の設置に際し、補助対象となる事業者は、共同店舗の設置主体と共同店舗に入居する被災した事業者となります。被災していない事業者が、共同店舗に入居することを制限するものではありませんが、補助対象とはなりません。

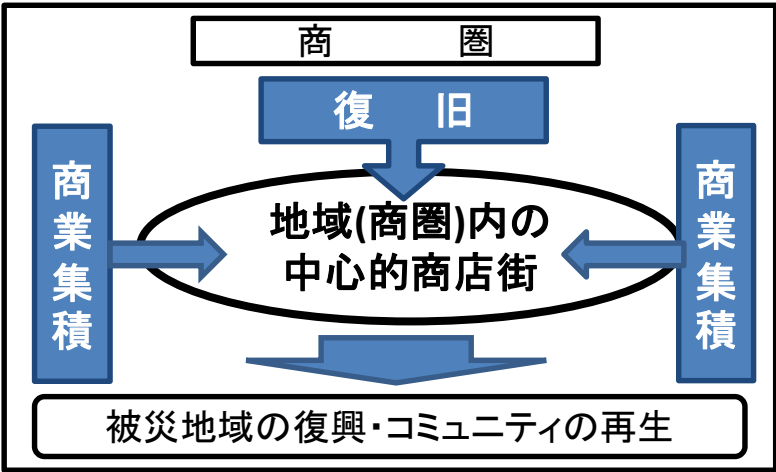
6-5 申請ができる中小企業等グループの機能(5類型)

例1) 地域の中心的な商業機能を担う商店街について、復旧と同時に更なる商業集積を図る

◆ 申請イメージ

- 復興事業計画参加 商店街
A商店街
- 補助金交付申請
30社(B商店、C商店、...)
- 必要事業費(復旧・整備に要する経費)
 - ・B商店:3,000万円
 - ・C商店:2,000万円 ...
- 補助金額
 - ・B商店:3,000万円 × 3/4 = 2,250万円
【必要自己資金:750万円】
 - ・C商店:2,000万円 × 3/4 = 1,500万円
【必要自己資金:500万円】 ...

※ 必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。

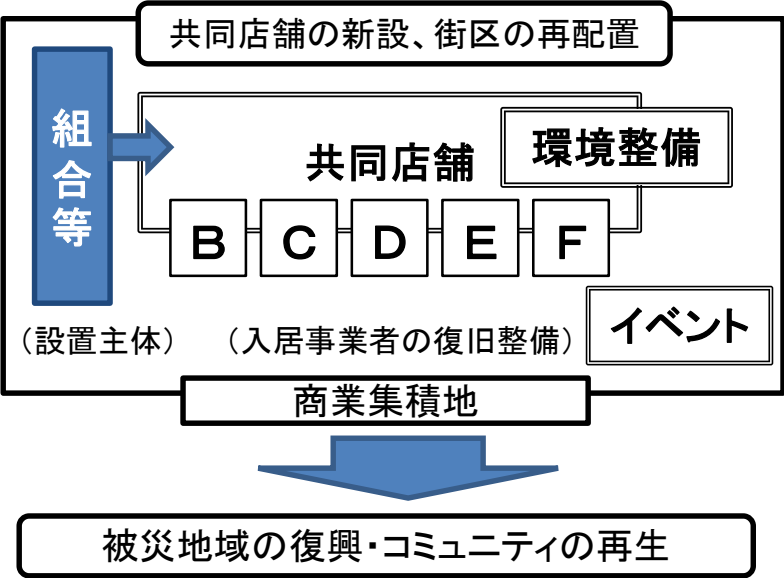


例2) 共同店舗を設置し、併せてイベントを開催して賑わい創出を図る(※平成25年度拡充)

◆ 申請イメージ

- 復興事業計画参加商店街
B商店街
- 補助交付申請
10社(A協同組合、B商店、C商店、...)
- 必要事業費(商業機能の復旧促進及び賑わい創出に要する経費)
(復旧整備に要する経費)
 - ・A協同組合:6,600万円(共同店舗の新設5,000万円、
駐車場整備1,000万円、イベント実施600万円)
 - ・B商店:1,000万円(復旧設備費)
 - ・C商店:1,000万円(復旧設備費) ...
- 補助金額
 - ・A協同組合: 6,600万円 × 3/4 = 4,950万円
【必要自己資金:1,650万円】
 - ・B商店、C商店:1,000万円 × 3/4 = 各750万円
【必要自己資金:各250万円】 ...

※ 必ずしも上記の補助率を約束するものではありません。



7-1 補助の対象となる経費

補助対象となる経費は、中小企業等グループ及びその各構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な「施設・設備の復旧・整備に要する経費」並びに「商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業に要する経費（商店街型のみ）」になります。また、平成27年度から新分野事業の実施も対象としています。その際、これに付随するソフト面（市場調査等）の経費についても対象となります。詳しくは7-2を御覧下さい。

【サプライチェーン型】【経済・雇用効果大型】【地域に重要な企業集積型】【水産（食品）加工業型】

「施設・設備」・・・震災前に所有していた施設・設備の復旧・整備費

上記に代えて新分野事業で必要となる施設・設備の整備費及びこれに付随して行うソフト事業に係る経費

【商店街型】

「施設・設備」・・・震災前に所有していた施設・設備の復旧・整備費

上記に代えて新分野事業で必要となる施設・設備の整備費及びこれに付随して行うソフト事業に係る経費

「商業機能の復旧促進のための事業」・・・共同店舗の新設、共同店舗や街区の再配置に付随する環境整備費

「賑わい創出のための事業」・・・イベントの開催費

また、補助事業の対象経費は、令和7年度末までに完了するものが対象となります。

なお、令和8年2月～3月に事業完了予定の事業者は補助金の支払時期を調整する必要がありますので、お早めに御相談ください。

補助金交付決定日以降に新たに着工・実施する施設・設備の復旧・整備等のみが対象となります。交付決定日前に着工・実施している施設・設備の復旧・整備等は対象となりません。

※「着工・実施」とは、施設にあつては契約締結、設備にあつては発注を指します。

7-2 補助の対象となる経費

◇新分野事業について

平成27年度から、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な事業者が、新分野事業により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の施設等への復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても新たに補助対象としています。

【新分野事業の例】

○新商品製造ラインへの転換 ○新商品・新サービス開発 ○新市場開拓調査 ○生産性向上のための設備導入
○従業員確保のための宿舍整備 等

【申請条件】

グループ補助金の要件(5及び6参照)に加え、被災した施設・設備について未復旧(未契約)部分がある事業者であって、従前の施設等への復旧では事業再開や震災前の売上まで回復することが困難であるが、新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。

※認定経営革新等支援機関(注)による確認書が必要となります。

(注)中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条1項に基づき、国が認定した経営革新等支援機関(商工会、商工会議所

、
税理士、金融機関等)。県内認定機関408機関(令和7年2月26日現在)。

なお、既に交付決定を受けている事業者であっても、交付決定の範囲内で未復旧(未契約)部分がある場合には対象となることは可能です。

【補助対象経費について】

従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費及びこれに付随して行うソフト事業(新商品・新サービス開発費又は新市場開拓調査費)に係る経費も補助対象経費となります。(ソフト事業のみの申請は不可。)

※この場合の補助上限額は、従前の施設・設備への復旧(未契約分に限る)を行う場合に要する金額に補助率を乗じた金額となります。

【補助率等について】

補助率は3/4以内となります。

(例)○震災以前に所有していた設備を復旧させるために費用200が必要な場合

- ①震災以前に所有していた設備に代えて、新商品を製造するための設備を導入(費用は220)する場合、補助対象経費と出来る範囲は200まで(差額の20は補助対象外)
- ②新商品を製造するための設備を導入(費用は190)するとともに、それによって生み出される商品の市場調査を実施(費用は50)する場合、補助対象経費と出来る範囲は、設備導入費及び市場調査費合わせて200まで(差額の40は補助対象外)

7-3 補助の対象となる経費

- ①サプライチェーン型
- ②経済・雇用効果大型
- ③地域に重要な企業集積型
- ④水産（食品）加工業型

区 分	内 容
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「2事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
新商品・新サービス 開発のための事業	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
宿舎整備 のための事業	宿舎及び備え付けの設備に係る費用

注) 上記の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、新分野事業に要する経費も含まれます。また、新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限ります。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とします。

注) 上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

注) 「設備」のみの事業も対象となります。

注) 「修理」や「修繕」も対象となります。

注) 普通乗用車や事務機器、什器、備品、単独の休憩所等、汎用性の高い施設・設備は、原則として対象外となります。

7-4 補助の対象となる経費

⑤商店街型

区 分	内 容
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「2事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
新商品・新サービス開発のための事業	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備に係る費用
商業機能の復旧促進のための事業費	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費
賑わい創出のための事業	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費（資料作成費含む）、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費

注) 上記の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、新分野事業に要する経費も含まれます。また、新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限ります。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とします。

注) 上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

注) 「設備」のみの事業も対象となります。

注) 「修理」や「修繕」も対象となります。

注) 普通乗用車や事務機器、什器、備品、単独の休憩所等、汎用性の高い施設・設備は、原則として対象外となります。

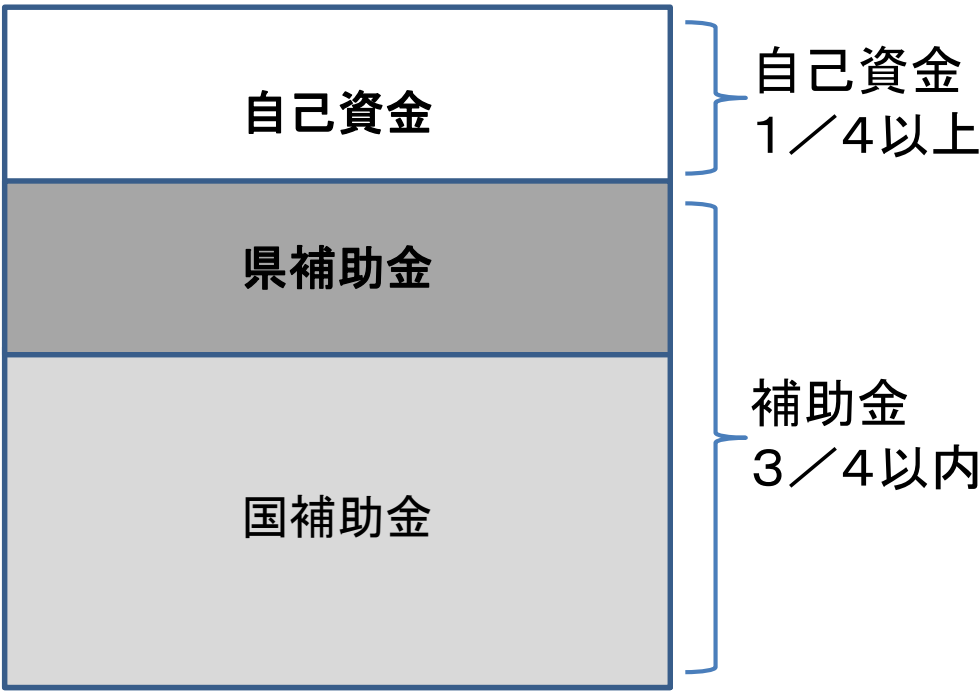
注) 商店街型において、環境整備及びイベント費は、共同店舗の新設、街区の再配置に付随する場合に補助対象となります。

8 補助率等

復興事業計画の認定を受けた際に、交付申請をすることができる補助金の補助率上限は、下記のとおりです。

なお、下記補助率は、あくまで上限です。必ずしも、この補助率を約束するものではありません。

補助率：3／4以内
(国：1／2以内・県：1／4以内)



9-1 計画認定の際の評価のポイント

計画認定は、皆さまから御提出いただきました復興事業計画を評価委員会により評価し、県の予算の範囲内において認定します。前述の各種要件を満たした事業計画であっても、認定されない場合もありますので、御了承願います。

なお、評価のポイントは、今後、本事業を希望する皆様に作成をいただきます「復興事業計画認定申請書」の内容に従い、下記の点を中心に評価を行います。

1 事業計画全体における評価のポイント

グループの特徴	県内におけるグループの役割や重要性 等 (地域におけるグループの特徴、構成員の機能や役割等)
グループの各構成員	グループ内における県内中小企業の役割や参画割合、県内中小企業への効果 等 (県内中小企業の果たす役割や参画状況、本事業による中小企業への効果等)
被害の状況	施設や設備の被害の程度 等 (震災による施設や設備の被害状況、グループ機能に及ぼす影響等)
復興計画の内容	復興に向けた計画の発展可能性、必要な実施体制の構築状況 等 (新事業・商品・技術開発、施設・設備の共同・相互利用、人材育成、雇用促進、新分野事業等グループとして共同で行う復興事業の内容、参画状況及び効果等)
新分野事業の内容 (新分野事業を実施する場合)	従前の施設・設備復旧では売上回復困難であること、新分野事業による売上回復の見込 等
施設・設備の復旧整備並びに 商業機能の復旧促進及び賑わい 創出のための事業の内容	計画に該当する施設や設備の復旧・整備の必要性 等 (グループの復興に必要で合理的な復旧整備内容、必要な実施体制の構築等)
収支計画の内容	事業内容と収支計画の整合性 等 (事業内容と収支計画の整合性、自己資金の調達の確実性等)

9-2 計画認定の際の評価のポイント

2 グループ機能ごとの評価のポイント

(1) サプライチェーン型	グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度 等 (サプライチェーンにおけるグループの役割、グループがサプライチェーンの中で提供している特別な製品、技術、サービス内容等)
(2) 経済・雇用効果大型	県内の経済・雇用への貢献度 等 (県内における経済波及効果や雇用への貢献度、企業数、売上高、雇用者数等)
(3) 地域に重要な企業集積型	県内の一定の地域内における産業の集積度及び復興・雇用維持への貢献度 等 【集積度】(地域における産業群の重要性、役割等、地域におけるグループの存在意義、必要性、役割、集積度合い等) 【地域貢献度】(グループの事業者数、売上高、雇用者数等)
(4) 水産(食品)加工業型	グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度 (サプライチェーンにおけるグループの役割、グループがサプライチェーンの中で提供している特別な製品、技術、サービス内容) 県内の一定の地域内における産業の集積度及び復興・雇用維持への貢献度 等 【集積度】(地域における産業群の重要性、役割等、地域におけるグループの存在意義、必要性、役割、集積度合い等) 【地域貢献度】(グループの事業者数、売上高、雇用者数等)
(5) 商店街型	地域における社会的機能・中心的商業機能としての重要度、将来の商業集積の可能性 等 (地域において当該商店街等が担っている社会的な機能、地域において当該商店街等が有する商業拠点としての機能、市町村のまちづくり施策における当該商店街等の位置づけ)

10 注意事項

復興事業計画の認定を受けた際に、補助金の交付申請をすることができる事業者の要件は、下記のとおりです。

復興事業計画の認定に加え、下記の要件を満たさなければ、認定を受け事業計画に参画した事業者であっても、補助金の交付を受けることができませんので、御注意願います。

- 原則として、県内に事業所を置く法人、その他の団体及び事業を行う個人であって、被災時に
いて津波浸水地域に事業所等が所在していたこと
【復興事業計画認定後の補助金交付申請時に定款や登記事項証明書の提出を求めます】
- 原則として、補助事業の対象となる施設、設備、共同店舗及び環境整備を県内の津波浸水地域
において復旧・整備すること
- 商店街型の「商業機能の復旧促進のための事業」については、所在市町の同意を得ており、地権
調整等の目処が立っていること
- 県税に未納が無いこと
【復興事業計画認定後の補助金交付申請時に納税証明書の提出を求めます】
- 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと
【復興事業計画認定後の補助金交付申請時に誓約書、役員名簿等の提出を求めます】

※ 復興事業計画の認定は、必ずしも、補助金交付を約束するものではありませんので、御注意願います。

※ 補助金交付申請時には、上記以外にも資料の提出を求めることがあります。

11 交付決定に係る企業名等の公表

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ^(注1)の取組を政府として推進すべく、補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、法人インフォメーション^(注2)に原則掲載されることとなります。

そのため、補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が、法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表されることとなります。

なお、法人インフォメーションへの掲載に当たり、交付決定等に関する必要な情報の提供を求めることになるため、中小企業等グループ又はその構成員は、その指示に従わなければなりません。

（注1）オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

（注2）法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

12 復興事業計画認定申請書の提出書類

(様式第1号)

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
復興事業計画 認定申請書

グループ全体
で一つの計画

(別紙1)

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
復興事業計画書

補助金を希望する
事業者ごとに計画

(別紙2) 事業者別復興事業計画書

(別紙3) 経営状況表

【新規申請の場合】

※既に交付決定を受けている事業者で、新分野事業に事業計画を変更する場合は公募要領を御覧下さい。

グループの概要
グループの被害状況
グループの復興事業計画の内容
(特にグループとして共同で行う復興事業の内容)
グループの復興事業計画の効果
(特にグループとして共同で行う復興事業の効果)
グループの施設等の復旧事業計画の内容

※所在市町の同意書(任意様式)

※商店街型で「商業機能の復旧促進のための事業」を行う場合にグループに対する同意書を提出

各事業者の概要
各事業者の被害状況
各事業者の施設等の復旧整備計画等の内容
各事業者の収支計画

※認定経営革新等支援機関の確認書

※新分野事業に関する申請書の確認をしたもの
※従前の施設・設備を原状復旧するのに必要な経費に係る、2者以上の施工事業者の見積
※新分野事業に必要な施設・設備の見積

※罹災証明書(写し)

※無ければ被害状況
の分かる資料・写真等

※会社案内
パンフレット等

13 復興事業計画認定申請書の提出期限・提出先

- 提出期限 令和7年10月31日(金) 午後5時 必着
- 提出部数 1部
- 提出先(郵送先)

〒 980－8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

グループ類型	提出先(宛先)
(1)サプライチェーン型 (2)経済・雇用効果大型 (3)地域に重要な企業集積型	経済商工観光部 中小企業支援室 企業復興支援班 【電話 022(211)2765】
(4)水産(食品)加工業型	● 水産加工業型 水産林政部 水産業振興課 流通加工班 【電話 022(211)2931】 ● 食品加工業型 農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班 【電話 022(211)2812】
(5)商店街型	経済商工観光部 商工金融課 商業振興班 【電話 022(211)2746】

14 相談先、相談方法

グループ類型	相談先	相談方法(連絡先)
(1) サプライチェーン型 (2) 経済・雇用効果大型 (3) 地域に重要な企業集積型	経済商工観光部 中小企業支援室 企業復興支援班	電 話 022(211)2765 FAX 022(211)2749 E-mail: chukisikif@pref.miyagi.lg.jp
(4)-1 水産加工業型	水産林政部 水産業振興課 流通加工班	電 話 022(211)2931 FAX 022(211)2939 E-mail: suishinr@pref.miyagi.lg.jp
(4)-2 食品加工業型	農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班	電 話 022(211)2812 FAX 022(211)2819 E-mail: s-business@pref.miyagi.lg.jp
(5) 商店街型	経済商工観光部 商工金融課 商業振興班	電 話 022(211)2746 FAX 022(211)2749 E-mail: syokokins@pref.miyagi.lg.jp

来庁による相談を希望する場合は、上記連絡先へ電話連絡いただき、日程調整の上、相談先へお越しください。

なお、書類の郵送による相談は下記宛先へ書類を郵送してください。

宛名には、各グループ類型の担当課室名及び班名を記載してください。

宛先: 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

☆申請書等は中小企業支援室HPからダウンロードできます <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/>

○ スケジュールまとめ

公募期間	令和7年4月7日(月)から令和7年10月31日(金)まで
復興事業計画の募集締切	令和7年10月31日(金)午後5時(必着)

16 参考

○ 中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

業 種	従業員規模・資本金規模	
製造業・その他の業種	300人 以下	又は 3億円 以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人 以下	又は 3億円 以下
卸売業	100人 以下	又は 1億円 以下
小売業	50人 以下	又は 5,000万円 以下
サービス業	100人 以下	又は 5,000万円 以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人 以下	又は 3億円 以下
旅館業	200人 以下	又は 5,000万円 以下

17 参考

○ みなし大企業の定義

本事業における「みなし大企業」の定義は以下のとおりです。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者